

分類①（意見交換を行った上で取り扱いの方向性を判断していただきたいもの）

No.	分類（対象部分）	テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答（案）
1	基本構想 6. まちづくりの方向	みんなで作るまちづくり	P13、「みんなで作るまちづくり」の最終行の「また、今まで以上に地域の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。」を、「また、今まで以上に市の政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図りつつ……」に改める。市民参加条例にあるように、みんなが作るなら市民がもっと政策形成過程に参加できることが重要と思う。	今回実施した市民参加の取組の中で、「まちはみんなで作る」という趣旨の意見が多くあり、「みんなで作るまちづくり」については、市民意見を反映したものです。 また、パートナーシップをイメージする協働によるまちづくりに関する施策のほか、自治会などの活動によるまちづくりも包含し、ネットワークをイメージした、より多くの方に分かり易い言葉として「協働で拓くまちづくり」から変更しました。 市民との協働や市民参加の重要性については、これまでの計画と同様に「み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために」で記述しています。	①「…自治会などの活動によるまちづくりも包含し、ネットワークをイメージした、…」の部分を「…自治会などの活動によるまちづくりも包含するなど、より多くの市民が相互に連携し、まちづくりに主体的に関与することをイメージした、…」に修正しては如何でしょうか。 ②協働は、市民参加や協力や選挙やNPOなどと同様に、みんなで作るまちづくりの一つの方法論なので、現状で言いたいと思いません（言葉としては単純な言葉ですが）。みんなの方が上位の概念です ③協働の部分を13ページの「みんなで作るまちづくり」に入れるのは無理なようなので、職員育成の文に市民との協働を入れていただきたいです。 ⇒ご意見を踏まえP13の「みんなで作るまちづくり」の部分を修正「別紙、修正(案)ア参照」	【一部修正】 今回実施した市民参加の取組の中で、「まちはみんなで作る」という趣旨の意見が多くあり、「みんなで作るまちづくり」については、市民意見を反映したものです。 また、パートナーシップをイメージする施策のほか、自治会などの活動によるまちづくりも包含するなど、より多くの市民が相互に連携し、まちづくりに主体的に関与することをイメージした、より多くの方に分かり易い言葉として「協働で拓くまちづくり」から変更しました。 市民との協働や市民参加の重要性については、これまでの計画と同様に「み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために」で記述しています。
2	基本構想 6.まちづくりの方向	みんなで作るまちづくり	第1次計画の「協働で拓くまちづくり」が、今計画面では「みんなで作るまちづくり」に変わっているが、協働とは同じまちづくりという目的の為対等な立場で共に働くことです。市民も行政も共に力を出しまちを切り拓くという表現のほうが前向きで能動的で。行政にあれも、これもやっつてと言う、“お任せ”から脱却する意味からも、「協働で拓くまちづくり」のほうがよいと思います。	※[No.1～No.3までは一括の回答]		
3	基本構想 6.まちづくりの方向	みんなで作るまちづくり	協働が「まちづくりの方向」の欄からなくなったが、協働は、今後の西東京市の進むべき総論だと市民は考えるため、「市民との協働」を「まちづくりの方向」の欄で提示していただきたい。			
4	基本計画 総論 5.計画を推進するために	職員育成	資料p.35で「市民共有の貴重な資産である公共施設」の有効活用について言及されているが、「職員」についても真に価値ある市民の共有資産との認識が必要である。 また、市民は市職員がまちづくりの先頭に立つことは求めておらず、まちづくりに関わる市民を支援する市職員を求めている。この二つは全く異なり、計画全体として市職員に対する市民ニーズが誤解されている。	協働によるまちづくりにおいては、職員と市民が同じ視点に立ちまちづくりを進めることが重要であり、まちづくりに関わる市民を支援できる体制も必要と考えています。ご指摘にあるに、職員が市民を率いるような誤解が生じることのないよう、視点のタイトルも含め、内容の見直しを行います。	職員が街づくりの先頭に立つことを求めているというもおかしい。職員に何を期待しているのか。職員は行政のプロとしてある時はリーダー的な役割を負わなければならないし、ある時は市民と一緒にやって縁の下の行動が要請される。ただ、現在のタイトルは誤解は受けそうである。	【回答修正なし】 ⇒視点タイトル、内容について「別紙、修正(案)ウ参照」
5	基本計画 各論 創1-1 子どもの参画の推進	子どもの権利	第1次計画の「子どもの権利が尊重され、いきいきと生活できるように取り組みます」が削除されているが、子どもの権利についての施策が前進するより後退しているように見える中で、削除する理由が分からない。市民参加のワークショップでも「子どもの権利条例の制定」の意見が出ていたと記憶しています。創1-1-1に「子どもの権利」の文言を入れるべきである。	子どもが健やかに育つ環境づくりを推進する立場から、いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止については、2次計画においてもその視点を明示しており、引き続き取り組むべき課題であると認識しています。 ただし、「子どもの権利」及び「子どもの権利に関する条例」については、現段階において議論が十分成熟していないと判断しており、普及啓発を行う中で言葉の理解や策定の必要性についての議論を深める必要があると考えています。	①市民の関心が強い部分なので、この回答で納得されるかは、疑問ですが、いろいろな意見があり、まだまだ議論しなければいけないということはわかります。 ②み2-1はこれでいいが、創1-1-1は3行目と4行目に、“また”という言葉を入れて、下記のようにしたらと思いました。 “～児童虐待などによる子供の人権侵害～”	【回答案一部修正】 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進する立場から、いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止については、2次計画においてもその視点を明示しており、引き続き取り組むべき課題であると認識しています。 ただし、「子どもの権利に関する条例」については、現段階において賛否様々な意見があるため、国際条約である「児童の権利に関する条約」の普及啓発を行う中で、「子どもの権利」に関する理解や条例策定の必要性について、今後、議論を深める必要があると考えています。
6	基本計画 各論 創1-1 子どもの参画の推進	子どもの権利	子どもの参画を推進するのなら、子どもの権利の尊重についても明記してください。			

No.	分類(対象部分)		テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答(案)
7	基本計画各論	創1-1 子どもの参画の推進	子どもの権利	第1次計画では「子どもの権利が尊重され、生き生きと生活できるよう取り組みます」とされ、「子どもの権利に関する条例」の実質案まで策定されていたにもかかわらず、第2次計画では「子どもの権利」という言葉自体が消えている説明会では市の担当者から「子どもの権利に関する考え方が変わったわけではない」という説明がありましたが、そうであればなおさら、計画の中に「子どもの権利」という文言を復活させてください。	※[No.5～No.9までは一括の回答]		
8	基本計画各論	創1-1 子どもの参画の推進	子どもの権利	西東京市では、子育て支援のプランとして「わいわいプラン」を掲げ、そのなかで、「子どもの権利に関する条例」づくりを行なうとし、条例は案まで作成されましたが、その後、条例制定には至っていない。今回の計画では「子どもの参画の推進」をうたっているが、居場所づくりや支援体制の充実とともに、国際条約である「子どもの権利条約」の存在を生かし、「西東京市子どもの権利に関する条例」の制定を進める必要がある。			
9	基本計画各論	創1-1 子どもの参画の推進	子どもの権利	第1次基本構想にあった「子どもの権利」という表記が、第2期からなくなったが、その点について説明会では、「内容的には広く捕らえるという事で、無くなったから子どもの権利を尊重しないわけではない」との説明があった。であれば、単純明確に子どもの権利という言葉も第2期でも表記いただきたいと希望します。			
10	基本計画各論	創1-3 学校教育の充実	家庭の教育力の向上	「創1-3-5 家庭の教育力の向上に努めます」は行政が何をやるのか、良くわかりません。	「創1-3-5 家庭の教育力の向上に努めます」については、都市化の進行や就労形態の多様化、核家族化、少子化などの影響により、家庭や家族を取り巻く社会状況が変化している中で、小学校に入学した子どもたちが、授業中に座ってられない、教師の話を聞かない、集団行動を取れないなどのいわゆる「小1プロブレム」が社会問題となっていることから、家庭における基本的な生活習慣や社会性を身に着けるための支援の必要性に着目した視点として取り挙げたところです。	①見直すという回答なので、変えた文ができたならもう一度検討するのでしょうか？10.11の説明は特に気になります。	【回答案修正なし】 ⇒視点タイトル、内容について 「別紙、修正(案)エ参照」 「別紙、修正(案)オ参照」 「別紙、修正(案)カ参照」
11	基本計画各論	創1-3 学校教育の拡充	家庭の教育力の向上	創1-3-5:学力の向上についての提案はこれ一つなのに、内容が家庭の教育力に頼るとするのは構想として理解できない。いったいどのような「家庭」を想定しているのか、また、学校教育での学力向上についての施策を明らかにする必要がある。	ご指摘のとおり、中間のまとめ案では、内容が精査されておらず、分かりにくくなっておりますので、社会生活を送る上で必要な基本的な事項を教育する力についての取組であることについて、視点のタイトルも含め内容の見直しを行います。		
12	その他		行革との関係	市長は、「第2次総合計画と第4次行財政改革大綱の両輪で、西東京市のこれからの10年のまちづくりの基本を定める」と説明しているが、基本構想レベルで、両者の関連が示されると、両輪の意味づけがより具体的に分かると思う。	総合計画と行財政改革の両輪で、今後のまちづくりを進めることについて、基本計画総論部分に、両者の関連性が分かるように内容の見直しを行います。	意見なし	【回答案修正なし】

No.	分類（対象部分）	テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答（案）
13	その他	構成	<p>夢を語るのは楽しいですが、その実現は困難です。夢を語ると同時に、基本構想では「まちづくりの課題」、基本計画では「計画を推進するための5つの要点」について、もう少し市民に分かりやすい説明を付加していただきたいと思います。</p>	<p>今後財政フレームの検討を進める中で、財政状況の説明と併せて、夢（計画）と現実（行革）の部分が本計画の両輪である点について、分かり易いものとなるよう内容の見直しを行います。</p>	<p>両者の位置づけがいま1つ見えない。何か、全体の流れの中で、何かとってつけたような印象がある。眼前に横たわるこのようなバーを乗り越えていきますよという、思いが見えてくるといいのですが、ある面では事務的な記述に終わってしまっている。理想のまちという夢実現のためについてまわる、この現実。この総合計画だけでは市のすべての計画はこの問題ですね。この問題を共有していただくには、言葉だけではなく、ビジュアル（イラストや図形など）で見せるのも一考かと思います。</p>	<p>【回答案修正なし】</p>

分類② (意見交換を行った上で取り扱いの方向性を確認していただきたいもの)

No.	分類(対象部分)	テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答(案)	
1	基本計画各論	み1-1 市民主体のまちづくりの推進 安2-1 災害に強いまちづくり	公園機能	「公園」は、みどりの保全・創出としての機能を重視して各項に記述されているが、同時に、地域コミュニティの拠点、子どもたちの居場所、高齢者の憩いの場所、災害時の避難場所等としても重要な位置を占める。「公園」を公共の重要資産(社会資本)と位置付け、その機能、活用を広範囲に記述すること。	「公園」の機能としては「環1-2 みどりの空間の創出」部分に、市民の憩いの場であると同時に災害時の拠点として位置付けています。また、「み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます」において、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとして、公園もこの中に含めて考えています。	～公園施設や公園などの環境の～としてもいいのではないのでしょうか	【回答案修正なし】 <理由> 「み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます」において、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとして、公園もこの中に含めて考えています。 この部分は、計画本編の引用となっており、施設の中には、公民館や福祉会館なども含めたイメージのため、「公園」という言葉は入れない方向です。
2	基本計画各論	笑1-1 地域福祉の推進	施設利用	笑1-1-2:特定の施設と特定の目的を紐づけることで、それに合致しない「利用者」を排除することになるおそれがある。ルールを盾に柔軟な運用が損なわれ、結果的に居場所をなくす利用者が出ることは本末転倒である。	「笑1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます」では、特定の施設を明記してはならず、だれでも気軽に集えて、世代を超えた交流できる場づくりを進めるとして、地域の利用者の実情にあわせて検討をすることとしています。	意見なし	【回答案修正なし】
3	基本計画各論	笑1-1 地域福祉の推進	地域福祉の担い手	笑1-1-3:「補いきれない」は「まかないきれない」の誤りと考える。行政が果たすべき役割であることを軽視されては困る。担い手の負担が人口流出を招き、さらに参加者が減るといふ悪循環にならないよう、地域の魅力が感じられるような情報発信と実践が必要である。	「笑1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます」については、地域福祉を進めるには地域と市、社会福祉協議会などの関係機関や団体などが相互に連携して取り組むものと考えており、文中の「多様化する福祉ニーズに応えるためには、行政だけでは「補いきれない」状況が生じている」という事実を踏まえた上で、今後、これらを支える人材の育成が必要と認識しています。	“補いきれない”の前にその理由として、“行政だけでは、人材や資金などの面から対応できない状況が生じています”としたらどうでしょうか。	【回答案修正なし】 <理由> 人材や資金などの面から行政が対応できない状況があるのではなく、多様化する福祉ニーズを考えた時に、地域の連携やネットワーク、対応の柔軟性などが必要であり、行政だけでは補いきれない範囲があると認識していますので、現行のままとさせていただきます。
4	基本計画各論	笑1-2 高齢者福祉の充実	世代間交流	笑1-2-1:高齢化したから孤立化したのではなく、もともと世代間のつながりが薄いところが高齢化に伴って目立つようになるのではないかと。他人の手を借りるようになる前に、世代間交流を増やすべきでは。それを抜きに「互助」を呼びかけても、支える方の意識が上からにならないのではないかと。	「高齢化したために孤立化している」とは考えておりませんが、誤解が生じないように内容を見直します。 また、ご指摘のとおり、「孤立化」については、世代間のつながりが薄いことが背景の1つと考えられますので、「み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます」において、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化を課題として挙げ、世代間交流の促進に取り組むこととしております。	“高齢化が進展し、”ははらない。そして、下記のようにします。 「一人暮らしの高齢者や高齢夫婦所帯の急増は、高齢者の孤立化への対応や日常的な生活への支援など、さまざまな課題を生じさせています。」	【本編の修正を検討】 ⇒内容について 「別紙、修正(案)キ参照」

No.	分類(対象部分)	テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答(案)
5	基本計画各論	笑1-2 高齢者福祉の充実	高齢者介護	笑1-2-3:介護の主体が家族であるところを見直す必要があるのではないか。	介護の主体は、介護の度合いやその方の環境等によっても異なるものと思いますが、「笑1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります」では、主体が家族であるとはしておらず、家族が介護を負担に感じたり、介護者となった場合に孤立感を味わうことがないよう、支援の取組を進めるとしています。	意見なし 【回答案修正なし】
6	基本計画各論	み1-2 協働のまちづくりの推進	市民参加	市民説明会や、市民ワークショップは子連れで参加出来る保育付きのものを用意し、幅広い市民の意見を聞くようにしてほしい。説明会などは平日、土日、夜間などに実施し、幅広い市民が参加出来るよう配慮願いたい。	今回いただいたご意見も参考としながら、今後とも、市民説明会やパブリックコメントの実施手法の改善に努めます。	意見なし 【回答案修正なし】
7	基本構想	まちづくりの課題と施策の対応関係	構成	基本構想は、「基本理念」と「将来像」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野と36の施策が体系的に示されているが、36の施策がどのようにまちづくりの課題の解決に寄与しているのか、少なくとも解決と施策の対応関係が示されていると計画の構造が理解しやすいと思う。	基本理念をかなえるために掲げる将来像を実現する上で、現状から見たギャップ(差の部分)を「まちづくりの課題」として7つ挙げています。そして「まちづくりの課題」を解決するために「6つのまちづくりの方向」と「13の分野」を示しており、個別の施策と課題は重層的な関係であるため、ご意見にある、構造的に示すことは難しいと考えます。なお、各個別の施策には、現状と課題として、まちづくりの課題を踏まえた内容を記述しています。	意見なし 【回答案修正なし】
8	基本計画各論	み2-2 国際化の推進	多文化共生	「多文化共生を目指す」について、どれほどの有権者が望んでいるのか。国民の大半は望んでないし、関心もないと思う。これを望んでいるのは、日本に住みたい“外国人”だけです。外国人は、西東京市の主権者ではありません。日本の自治体なら主権者たる「国民」の希望を聞いて、まず日本と日本人の利益のために仕事をして下さい。	市内に住所を有する外国人は、日本人と同様に行政サービスを等しく受ける権利を有しています。また、市内に住む外国人と良好な関係を築き、お互いを理解し合うことは住民自治の観点からも必要なことと考えていますので、「多文化共生社会の形成を進める」ことは変更せず、原案のままとします。	意見なし 【回答案修正なし】
9	基本構想	3. 基本理念	基本理念の根拠	基本理念がどのようなエビデンスから生まれたのか、市民はわかりません。基本理念を導き出したプロセスをわかりやすく表現してほしい。「それぞれの施策」が「何がもとで」策定されたものかをビジュアルに具体的な表現が必要である。	基本理念は、結果的には第1次基本構想と同じものとなりましたが、P5の「わたしたちの望み」の本文において、東日本大震災の教訓から「やさしさやふれあい」との言葉、「まちを愛し、まちを楽しむ」ことから一歩を踏み出すことで「みんなでまちをつくる」こととなり、まちの魅力となる。といった一連の考えを踏まえ、改めて導き出されたものです。	意見なし 【回答案修正なし】
10	基本構想	「4.理想のまち(将来像)」と「5.まちづくりの課題」との対応	構成	まちづくりの課題と理想のまち(将来像)がどのようにかかっているのか良く分からない。	「まちづくりの課題」と「理想のまち」との関わりについては、分かり易くなるよう内容の見直しを行います。	同感です。P34に「計画を推進するために」が出て来ますが、この項目とP9の「まちづくりの課題」との位置づけや問題意識がはっきりしていません。何か唐突な印象がするからだと思います。 【回答案修正なし】 ⇒視点タイトル、内容について「別紙、修正(案)イ参照」

No.	分類（対象部分）		テーマ	意見概要	回答案	審議会委員からの意見	修正回答（案）
11	基本構想	6. まちづくりの方向	人材育成	P13、「創造性の育つまちづくり」の最後2行「また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術に触れ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます」に「市民一人ひとりが自分たちのまちをよりよくしていくためのアイデアを出したり、実行していけるまちづくりを目指します」を追加してほしい。生涯学習で単に教養をつけたり、スポーツをして楽しむだけでなく、創造性を発揮して、まちを良くしていく「市民力アップ」を目指すことも大切だと思います。	ご指摘のありました内容につきましては、理想のまちの1つとして掲げている「ひと・ものが育ち活かされるまち」において、みんながまちを楽しむ「こと」に参加して、まちづくりや自分たちの住んでいる地域のことに興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を創出し、そこに暮らし活動する「ひと」をつなげるしくみが大切です。と記述しています。	意見なし	【回答案修正なし】
12	その他		財政の枠組	『合併の歩み』に、これまでの財政のことは書かれてあるが、市民がそこまで読み込むのは難しいので、この冊子にそうした大枠の流れも書いてほしい。	今後財政フレームを記述する際に、これまでの財政状況(大枠の流れ)についての記述も追記します。	①財政の枠組みで紹介すべきかどうかは別として、2000年最初の合併都市ということで、1つのサクセスストーリーを描いてきたことを触れてもいいと思います。その根底にあるのは快適な市民生活の進展であり、これからの資産をベースに明日への飛躍の礎にしていこうという思いです。	【回答案修正なし】 ※具体的には、今後、主要事業や財政フレームなどの検討をする際に合わせて見直します。
13	その他		個別事業	総じて具体案がないので、この計画案が実施案になった際にどれくらい実現されるのか分からない。市民に対して、出来る事と我慢してもらうことをきちんと説明するべき。	具体案(事業)については、今後作成する実施計画において記述します。どのくらい実現できたかについては、各施策の成果指標をもとに、行政評価制度において評価する仕組みとします。また、財政状況を踏まえた行革の取組については、今後策定する行財政改革大綱において記述します。	意見なし	【回答案修正なし】

分類③ (後日、内容を確認していただきたいもの) <審議会の中での検討要望としてご意見いただいたもの>

No.	分類(対象部分)	意見概要	審議会委員からの意見	現状と方向性
73	基本計画各論 創1-2 子育て支援の拡充	創1-2-1:「将来人口を勘案しつつ」と言いながら、実際には将来の税収を増やすような具体的な取り組みが何もなくなされていない。若い人材が定住し、子どもを育て、コミュニティを作っていくことをもっと積極的に支援すべきである。これから家庭を持ち、子どもを育てる世代が、西東京市に住みたい、住み続けたいと感じさせる施策を積極的に実施すべきである。	現在待機児童が多く、7月15日の市報にも25年度の目玉事業として具体策が明記されています。創1-2-1の文面は曖昧な表現が多く、具体策を明記すべきです。分類①として、検討してほしい。	本市では、待機児対策につきましては、計画的な認可保育所の建替えや定員の弾力的運用による受け入れ枠の拡大とともに、認証保育所事業者の誘致や家庭的保育事業者の募集、一時保育事業の実施園の拡充などの取組を行ってきました。 H23には2園の民間事業者による私立認可保育園の開設、H24に1園、H25に2園と拡充してきております。 これまでのこのような取組にもかかわらず、待機児童数は現状では、ほぼ横ばいとなっております。 今後は財政状況も勘案しつつ、将来人口なども見据えた上で、適宜対応していくというのが現状での市の考え方となっております。 その上で、東京都の新規事業である小規模保育整備促進事業(スマート保育)などを活用した取組を検討しております。 したがって、待機児対策としては、何らかの対応は進めていくものの、現時点では明確に〇〇〇を実施します。というような表現は難しいと考えております。 具体的な事業については、今後の主要事業の検討や実施計画の作成の中で記述することになると考えております。
80	基本計画各論 創1-3 学校教育の拡充	創1-3-2:特別支援教育についてはもっと拡充してほしい。「市全体」という言葉が単なる数合わせの口実に使われないよう、地域コミュニティと一体となった運営ができるよう、すべての小学校で受け入れが可能となるようなグランドデザインが必要。潤沢な専門家の配置が望まれる。	この項目は、新設されたもので、目玉事業にも入っています。パブリックコメントにもあるように地域の支援が必要です。創1-3-2には地域の支援が必要である趣旨の文言を入れた方が良いでしょう。この面での先進国であるアメリカは障害者のいる家庭には学校、地域が本人、家族を全面サポートしているようです。	創1-3-2特別支援教育については、視点の説明の中で「学校への専門家の派遣や指導及び支援を充実させるための計画策定を市全体で進める」としてしておりますが、「市全体」との表現は「地域」や「地域コミュニティ」などを指すものではなく、市内学校及び市教育委員会の事を指した言葉として使っております。 誤解が生じないよう、内容の見直しを行います。 また、特別な支援が必要な児童や生徒への学校教育以外の支援につきましては、笑の分野などでの対応と考えております。 【本編一部修正あり】 ※修正内容については、本編のP69参照